

新型コロナウイルス感染症の入院給付金のご請求について

【陽性診断日が2022年9月25日以前のお客さま】

新型コロナウイルス感染症にて入院給付金のお支払いの条件

➤ 「陽性」または「みなし陽性」となり、保健所または医師の指示により療養または入院された方

※ 「みなし陽性」とは、ご家族が罹患され、検査は行っていないが、医療機関等で新型コロナウイルス感染症の診断がされている方をいいます。

※ ご自身で検査キットで調べた結果ではご請求ができません。必ず医療機関等で「陽性(またはみなし陽性)」の診断を受けてからご請求ください。

証明書類をご準備ください

お客さまの療養した場所により、ご準備いただく証明書類が異なりますので、以下の表をご確認いただき、証明書類をご準備ください。

※ご準備いただく証明書類が今後変更になる可能性があります。最新の情報は当社ホームページをご確認ください。

療養場所	証明書類
自宅やホテル	My HER-SYS(マイハーシス)の「療養証明書」画面

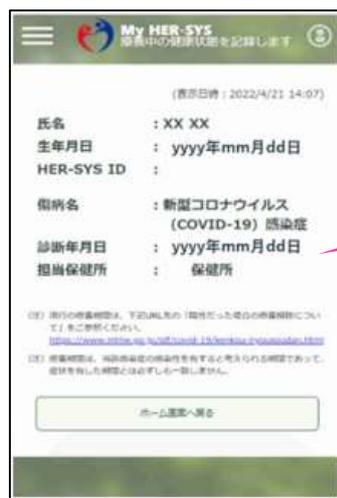
↓「My HER-SYS」の提出ができない場合

自宅やホテル	<p>次のいずれかの書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> PCR検査や抗原検査等の「検査結果報告書」 (氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの) 自治体または保健所と陽性者がやり取りした「メールの写し」等 (氏名・検査日または検査結果判明日があるもの)
--------	--

※既に保健所・自治体から発行された「療養証明書」をお持ちの場合は、その「療養証明書」をご利用いただけます。

療養場所	証明書類
医療機関	医療機関発行の入院期間の記載がある「 領収証 」「 診療明細書 」等

参考：My HER-SYS (マイハーシス) の「療養証明書」の表示方法



この画面を写真を撮る、またはコピーし、アップロードしてください。